

保育の必要性

保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

番号	事由	要件	認定期間
1	就労	家庭内外において月64時間以上の労働に常態的に従事している場合	左記の状態が継続している期間
2	妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後の場合	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし 出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病・負傷等	疾病・負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障害(しょうがい)等がある場合	診断書等に基づく期間
4	疾病等の介護・看護(別居を含む)	親族の疾病の介護または通園の付き添いを月64時間以上行う場合	診断書等に基づく期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧にあたる場合	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	求職活動を継続的に行っている場合	3か月(※) 認定後3か月以内に月64時間以上の就労をしていない場合、認定期間が終了となります。
7	通学	大学・専門学校・職業訓練学校等に月64時間以上通学している場合	通学終了までの期間
8	育児休業からの復職予定	育児休業から復職する予定である場合(認定日時点で産前産後休暇・育児休業を取得している場合)	2か月(※) 認定後2か月以内に復職しない、又は月64時間以上の就労をしていない場合、遡及して認定取消となります。
9	育児休業中	育児休業に係る児童の育児休業中の期間にあたる場合	育児休業中の期間 ※育児休業に係る児童が保育施設等に入所又は施設等利用給付認定が決まった場合、入所日又は認定後2か月以内に復職する必要があります。復職できない場合、認定期間が終了となります。 復職後は復職日のわかる就労証明書の提出をお願いいたします。月64時間以上の場合は引き続き、施設等利用給付認定を受けることが
10	多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童含め4人以上いる。(父・母いずれか1人のみに適用)	左記の状態が継続している期間

※1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の月64時間以上の基準については、1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の時間の合算に加え、7「通学」の時間のうち、授業時間や学校等での待機時間(自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く)を含めることができます。

添付書類

保育を必要とする理由	必要書類(その他必要に応じて提出を求める場合がございます。)
就労	就労証明書 ※法人格のない自営業者本人が就労証明書を作成する場合、以下①～⑤いずれかの書類の写しを要します。 ①開業届 ②確定申告書 ③取引先との契約書 ④営業許可証 ⑤賃金明細 ※内定状態の場合、就労後の内容で再提出が必要です。 ※有期雇用の場合、雇用期間のみの認定となります。雇用期間が延長される度に就労証明書の提出が必要です。ただし、継続認定で就労証明書を提出いただく場合は、備考欄に契約が更新予定である旨の記載があれば、雇用期間終了後の再提出は不要です。
妊娠・出産	①母子健康手帳の写し(氏名・出産予定日が記載されている箇所) ②同意書(宝塚市所定の様式)
疾病・負傷	①医師の診断書(宝塚市所定の様式) ②身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
疾病等の介護・看護	①介護看護申立書 ②身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A・B)・介護保険被保険者証(要介護1～5)の写し、又は医師の診断書(宝塚市所定の様式)
災害の復旧	罹災証明書
就労予定	就労誓約書(宝塚市所定の様式)
通学	①在学証明書(又は学生証) ②時間割表
育児休業からの復職予定 育児休業中	①就労証明書 ②育児休業復職誓約書(宝塚市所定の様式)
多子家庭	申立書

※ひとり親の場合

上記書類に加えて、下記のいずれかを提出してください。(写し可)

ただし、離婚後も同居している場合は下記書類は不要です。父母それぞれの上記添付書類を提出してください。

①母子家庭等医療費受給者証 ②戸籍謄本 ③離婚届受理証明 ④離婚調停成立がわかる書類

(調停中の場合は裁判所からの調停申立受理証明書や調停期日通知書等をご提出いただき、調停成立後に

①～③が調停成立がわかる書類の提出が必要です。)